平成２７年（フ）第４８１号
埼玉県草加市金明町1267番地15
債務者　松浦　祐子（旧姓中矢）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番３―301号
債務者　宮本　次朗
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２８２号
函館市大縄町２番８号
債務者　辰宮　　勇
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８３号
函館市富岡町２丁目17番８号　セコウハイツ201
債務者　冨原　知代
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８４号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目19番１―301号
債務者　元木　秀子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８７号
函館市富岡町２丁目13番21号
債務者　伊藤有希恵（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８８号
北海道上磯郡木古内町字本町703番地　いさりび団地　403号室
債務者　山口　利夫
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２９０号
函館市西旭岡町１丁目31番地11
債務者　上野　真澄
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２９７号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山92番地18　キャッスルホワイト205号室
債務者　松田　直幸
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２３５号
千葉県印西市西の原３丁目４番地７棟505号
債務者　川桐　　愛
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３８号
千葉県成田市三里塚253番地25
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３９号
千葉県佐倉市臼井1971番地８リバティー王子台103号
債務者　湯浅　勝司
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４１号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地（12棟501号）
債務者　山崎　正人（旧氏名山崎アレハンドロ）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４２号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地（12棟501号）
債務者　山崎　　瞳
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４６号
千葉県佐倉市井野996番地39
債務者　金澤ケイ子こと　金　ケイ子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４７号
千葉県佐倉市井野1410番地90
債務者　小川　義之
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２５０号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地３棟201号
債務者　吹越真由美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部